



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月27日火曜日 第2305号

◇ 目次 ◇

医療機関の指定.....	782
施術機関の指定.....	782
指定医療機関の廃止の届出.....	782
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	782
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	783
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	783
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	784
指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....	784
指定介護機関（居宅介護事業者）の休止の届出.....	784
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	785
指定介護機関（介護予防事業者）の休止の届出.....	785
指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退.....	785
指定介護機関（介護予防事業者）の辞退.....	785
港湾施設の概要.....	785
公聴会の開催.....	786
宅地建物取引業法第69条第2項の規定に基づく聴聞.....	786
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	786
道路の区域変更（県道美川山線）.....	786
道路の供用開始（県道宇和島城辺線）.....	787

監査公表

監査結果に基づく措置の公表（4件）.....	787
------------------------	-----

選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	791
--	-----

告示

○愛媛県告示第1145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年9月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指定年月日

○愛媛県告示第1148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年9月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	軽費老人ホームケアハウスれんげ	西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成23年7月1日

せんば眼科	医療法人しんあい会	新居浜市前田町8番8号 イオンモール新居浜2階	平成23年 5月1日
いまおか内科クリニック	今岡大也	今治市北高下町二丁目1番48号	平成23年 8月1日
レデイ薬局北高下店	株式会社レデイ薬局	今治市北高下町2丁目1番3号	平成23年 8月1日

○愛媛県告示第1146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成23年9月27日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指定年月日
河野宏	河野宏	伊予郡松前町大字西高柳345	平成23年 8月1日
一宮町接骨院	小櫃清文	新居浜市一宮町2-1-40 矢野ビル東	平成23年 8月5日
石丸治療院	石丸洋	上浮穴郡久万高原町上野尻甲544番地2	平成23年 8月17日

○愛媛県告示第1147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年9月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
せんば眼科	仙波隆之	新居浜市前田町8番8号 イオンモール新居浜2階	平成23年 4月30日
今岡小児内科医院	今岡正俊	今治市北高下町三丁目4-6	平成23年 6月30日
城戸眼科医院	城戸龍郎	大洲市大洲618番地	平成23年 7月31日

東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町二丁目462番地	J A 東宇和デイサービス稔の郷 清沢	西予市宇和町清沢1042番地	平成23年 7月15日
株式会社ハッピーファーマシ	松山市東垣生町497番地	ハッピー薬局志津川店	東温市志津川1580番地 2	平成23年 7月15日
今岡 大也	今治市南高下町三丁目 3番79号	いまおか内科クリニック	今治市北高下町二丁目 1番48号	平成23年 8月 1日
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079番地12	デイサービスいずみかわ	新居浜市瀬戸町 1 - 2	平成23年 8月 1日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	小規模多機能ホームだんだんの里	宇和島市三間町宮野下746番地	平成23年 8月 4日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目 8番7号	アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目 2番2012号	平成23年 8月17日

○愛媛県告示第1149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人くりのみ会	四国中央市土居町津根3008番地1	居宅介護支援事業所くりのみ土居	四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年 6月 1日
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	有限会社サン・ケアワーク居宅介護支援事業所	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	平成23年 8月10日
合同会社パーソンフード	新居浜市八幡一丁目12番13号	居宅介護支援事業所パーソンフード	新居浜市八幡一丁目12番13号	平成23年 8月24日
株式会社よしまる	宇和島市丸穂町一丁目 9番30号	UTサポート	宇和島市新田町四丁目 2番 5号	平成23年 8月31日
合同会社ソフトケア	新居浜市垣生二丁目 5番19号	ソフトケアにいほま	新居浜市垣生二丁目 5番19号	平成23年 9月 1日

○愛媛県告示第1150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人杏風会	今治市松本町 2 - 6 - 6	老人保健施設セントラルケアホーム	今治市松本町 2 - 6 - 6	平成23年 7月 1日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	軽費老人ホームケアハウスれんげ	西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成23年 7月 1日
東宇和農業協同組合	西予市宇和町卯之町二丁目462番地	J A 東宇和デイサービス稔の郷 清沢	西予市宇和町清沢1042番地	平成23年 7月15日
株式会社ハッピーファーマシ	松山市東垣生町497番地	ハッピー薬局志津川店	東温市志津川1580番地 2	平成23年 7月15日

今岡 大也	今治市南高下町三丁目 3 番79号	いまおか内科クリニック	今治市北高下町二丁目 1 番48号	平成23年 8月 1日
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079番地12	デイサービスいずみかわ	新居浜市瀬戸町 1 - 2	平成23年 8月 1日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	小規模多機能ホームだんだんの里	宇和島市三間町宮野下746番地	平成23年 8月 4日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目 8 番7号	アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目 2 番2012号	平成23年 8月17日

○愛媛県告示第1151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 株式会社アスト	松山市朝生田町 4 丁目 8 - 2	（変更後） 株式会社アストあつるケアサービス	大洲市東大洲116番地	平成23年 6月14日
（変更前） 株式会社民間救急サービス		（変更前） 株式会社民間救急サービスあつるケアサービス		

○愛媛県告示第1152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 株式会社アスト	松山市朝生田町 4 丁目 8 - 2	（変更後） 株式会社アストあつるケアサービス	大洲市東大洲116番地	平成23年 6月14日
（変更前） 株式会社民間救急サービス		（変更前） 株式会社民間救急サービスあつるケアサービス		

○愛媛県告示第1153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	伊方訪問入浴介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦871番地2	平成23年 5月 1日

○愛媛県告示第1154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業者を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24 - 38	株式会社悠遊社小田事業所	喜多郡内子町本川2424 - 1	平成23年 8月25日

○愛媛県告示第1155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	伊方訪問入浴介護事業所	西宇和郡伊方町湊浦871番地2	平成23年 5月 1日

○愛媛県告示第1156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退があった。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る居宅介護事業者を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
いたわり有限会社 A I G	西条市中西404 - 1	ヘルパーステーションいたわり	西条市中西404 - 1	平成23年 8月31日

○愛媛県告示第1157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（介護予防事業者）の辞退があった。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る介護予防事業者を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
いたわり有限会社 A I G	西条市中西404 - 1	ヘルパーステーションいたわり	西条市中西404 - 1	平成23年 8月31日

○愛媛県告示第1158号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力	
防 波 堤	四国中央市三島中央一丁目地先	延長	200.00メートル
防 波 堤	同 上	延長	670.13メートル

泊 地	同 上	面積 177,410.00平方メートル 水深 14.00メートル
-----	-----	-------------------------------------

○愛媛県告示第1159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成23年10月12日（水）午後2時から
- 2 場所 松山市北持田町132番地
中予地方局 7階 大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
松山広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の案について
 - (2) 案件の概要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。
- 4 公述の申出等
 - (1) 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者（松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
 - (2) 申出の期限
平成23年10月4日（火）まで
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
 - (3) 問い合わせ先
〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
（電話 089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第1160号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成23年10月6日（木）午前10時00分
- 2 場所 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館2階公営企業管理局会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社関西建物
代表取締役 延原 妙子
松山市喜与町一丁目5番地1 ケミビル2F
 - (2) 免許証番号
愛媛県知事(2)第4716号
 - (3) 免許年月日
平成20年 2月24日

○愛媛県告示第1161号

四国中央市土居町土地改良区から許可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三郎池下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年 9月27日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三郎池下地区）計画書の写し
 - (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成23年 9月28日から10月26日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所 土居庁舎

○愛媛県告示第1162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	松山市水泥町736番2地先から 同町791番まで	旧	メートル 4.5～6.0	キロメートル 0.168	
			新	10.4～20.0	0.168	

○愛媛県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成23年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都2154番4から 同町僧都2154番2まで	平成23年 9月27日
"	"	南宇和郡愛南町僧都2253番4から 同町僧都219番3まで	"

監 査 公 表

○公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 9月27日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監査対象機関	監査年月日		
循環型社会推進課	平成22年 9月2日		
(監査の結果) 代執行費用徴収金について、適切な債権管理が望まれる。			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
17年度	6者	57,393,183	
(措置の内容) 代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者からの回収に努めてきたところであるが、平成23年3月末日現在における収入未済額は、57,393,183円となっている。 ついては、代執行費用の4分の3の助成を受けている財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と協議するとともに、愛媛県債権管理推進連絡会議での検討結果を踏まえ、適切な措置を講じていくこととしている。			

監査対象機関	監査年月日		
保健福祉課	平成22年 4月9日、 平成22年 8月26日		
(監査の結果) 1 生活安定資金貸付金償還金について、適切な債権管理が望まれる。			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
16年度 及び 17年度	588者	50,711,670	
2 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切な債権管理が望まれる。			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考

11年度 及び 12年度	1者	132,000	
--------------------	----	---------	--

3 授業料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	535,800	189,600	725,400	平成21年12月31日現在（対前年同月比）
20年度	267,900	310,500	578,400	
差引増減	267,900	120,900	147,000	

(医療技術大学)

(措置の内容)

- 未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請している。
その結果、平成21年度末の未収入金50,711,670円のうち、平成22年度中に1,272,850円を回収したほか、455,820円を不納欠損処分し、平成22年度末には、前年度より債務者数で18者減の570者、収入未済額で1,728,670円減の48,983,000円となっている。
今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。
- 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金は、受給者が給付規則に反して他の修学資金を受給していたため、支給決定時に遡って取り消したことにより発生したものであり、平成21年度末までに、156,000円を返納し、未収入金は132,000円となっている。
平成22年度も引き続き地方局を通じ、返納の指導を行った結果、12,000円の納付があったものの、低所得者であることから返納は滞っており、平成22年度末現在の未収入金は120,000円となっている。
今後も完納に向けて継続的に指導を行ってまいりたい。
- 平成21年12月31日時点の収入未済額のうち、平成21年度現年分(535,800円)については、地方独立行政法人化前の平成22年3月末までに全額納入済みとなっている。
滞納繰越分(1件189,600円)については、地方独立行政法人化に伴い県の債権として残ったものであるが、これについては、公立大学法人愛媛県立医療技術大学が県機関であった時(平成15年度)に発生したものであることに鑑み、法人の協力を得て、引き続き催告等を行い、納入に努めることといたしたい。

監査対象機関	監査年月日
障害福祉課	平成22年 8月23日
(監査の結果) 心身障害者扶養共済年金過払金について、適切な債権管理が望まれる。	

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度 及び 20年度	1者	360,000	

（措置の内容）

県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第37条の規定に基づき債権管理簿を調製した。

なお、本人は失業中で財産等もなく、一括返納は困難なことから、申出により分納扱いとしたが、現在のところ納付の実績はない。

今後も毎月、納付状況を確認し督促するほか、家庭訪問を行い本人及び親族の状況を把握のうえ、早期の返納を働きかけてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
産業政策課	平成22年 8月17日

（監査の結果）

企業立地促進事業費補助金返還金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
19年度	1者	34,796,000	

（措置の内容）

債務者のA社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、平成22年度中には返納がなされなかった。

今後も元社長宅への訪問や弁護士との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
労政雇用課	平成22年 8月17日

（監査の結果）

地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
11年度 、 18年度	2者	121,800	

（措置の内容）

平成22年7月に、未償還の2名及び連帯保証人に対して償還依頼通知を送付したが、納入実績は上がっていない。

今後とも、文書通知や電話連絡等による催告を継続するほか、分割納入の指導を行うなど、早期完納に向け努力してまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
建築住宅課	平成22年 8月20日

（監査の結果）

住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	629,222	28,734,283	29,363,505	
20年度	1,879,576	27,616,229	29,495,805	

差引増減	1,250,354	1,118,054	132,300
------	-----------	-----------	---------

（措置の内容）

平成21年度末時点における住宅貸付損害金（81名29,363,505円）の退滞納者に対しては、催告通知等回収に努めた所であるが、結果的に入金等を得ることが出来なかった。

また、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金として、18名4,158,708円が発生、催告通知等回収に努めている所であるが、納入がなく、平成22年度末現在で住宅貸付損害金は、99名33,522,213円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

○公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 9月27日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監査対象機関	監査年月日
東予地方局健康福祉環境部	平成23年 3月11日

（監査の結果）

軽費老人ホーム事務費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。

社会福祉法人寿山会及び社会福祉法人回生会に対する平成20年度及び21年度における補助金について、交付額は事務費支出額又は事務費基準額から事務費本人徴収額を控除して算出するところ、入所者の対象収入による階層区分を誤って認定したことにより事務費本人徴収額を過小に算定していたため、計889,000円の補助金が過大に交付されていた。補助金の交付に係る審査を適正に行われた。

（措置の内容）

両法人における収入階層区分の認定を再調査した結果、社会福祉法人寿山会で2名、社会福祉法人回生会で1名の認定誤りがあり、合計889,000円の補助金が過大に交付されていたことを確認した。補助金額を再確定して、超過した交付額全額の返還を求め、社会福祉法人寿山会から平成23年2月21日、社会福祉法人回生会から平成23年3月1日に納入された。

認定誤りの原因は、施設において収入階層区分の認定を行う際に、領収書や関係帳票と照合作業が不十分であったと認められたため、平成23年度からは、書面審査に加え、年度途中で各施設での実地審査を行うことにより、補助金の適正な執行に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局産業経済部	平成22年 7月22日、 平成22年 7月23日

（監査の結果）

1 違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
13年度	1者	3,965,000	

2 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
16年度	1者	97,016	

(措置の内容)

- A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。
その後、破産者の資産（油圧ショベル4台）を占有する別の債権者と破産管財人との間で、資産の所有権を巡り係争となり、二審で当該債権者が破産管財人側に250万円を支払うことで、平成19年3月に和解した。
この結果、250万円の収納を受けて平成19年9月20日破産管財人から配当措置が行われたが、破産管財人報酬、国税への配当等が優先され、違約金債権への配当はなかった。
平成19年10月17日に破産手続の廃止が決定し、同年10月23日に法人登記簿が閉鎖された。
今後、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組みの下、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。
- B社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。
しかし、商業登記簿、代表者住民票には、現在も変動はない。
会社及び代表者名義の土地や建物は、全て抵当権者に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。
会社が存続していることから、今後、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組みの下、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、債権回収に努めていきたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成22年 7月23日

(監査の結果)

- 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	15,045,900	47,676,130	62,722,030	
20年度	19,547,700	42,291,580	61,839,280	
差引増減	4,501,800	5,384,550	882,750	

- 違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
13年度 及び 19年度	3者	1,060,946	

- 損害弁償金について、条例の規定がないにもかかわらず延滞金を徴収していたので、適切な徴収及び債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度	1者	633,000	

- 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備考
19年度 及び 21年度	2者	55,087	

- 県営住宅の家賃について、電算システムへの入力誤りによる入居者に対する誤請求があったので、再発防止策を検討し、適切な処理に万全を期されたい。
- 港湾局部改良工事（松局・可浮改第16号の2）において、別途発注工事に支給する工事材料を購入していたが、発注計画、現場等諸条件に配慮しつつも、実態に即した間接工事費を計上するなど、より一層の経済性に留意して設計積算されたい。

(措置の内容)

- 県営住宅貸付料については、平成21年度末時点で62,722,030円の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、3,648,940円減少し、平成22年度末現在の収入未済額は、59,073,090円となった。
今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分の回収に努めたい。
- 平成13年度違約金の納入義務者であるC社は、平成15年2月7日に松山地方裁判所から破産宣告を受け、破産手続中であったが、平成19年7月11日、破産管財人から同地方裁判所へ「任務終了の計算報告書」の提出があった。債権回収できたものは、管財人報酬及び公租公課に充当され、一般債権への配当はなかった。
なお、同社は、同年10月17日に破産廃止決定確定、同23日付けで破産廃止決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。
平成19年度違約金の納入義務者のうちD社は、平成20年3月3日に破産手続開始となったが、平成21年2月4日、債権者集会において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権等に充当し、余剰なし」との説明があった。
なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。
もう一方の納入義務者であるE社は、平成19年5月17日に破産手続開始となり、平成21年7月24日、最後配当6,804円があった後、同年9月3日、債権者集会において破産管財人から任務終了と収支計算の報告があった。
なお、同社は、同日に破産手続終了、同4日付けで破産手続終了の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。
今後、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組みの下、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。
- 平成21年6月から平成22年7月までに納付された延滞金14万円について、損害弁償金に充当済み。毎月初めに1万5千円を納付すると新たな了解をとり、平成22年11月から納付を再開している。
- 平成19年度延滞利息の納入義務者であるF社は、平成20年3月3日に破産手続開始となったが、平成21年2月4日、債権者集会において破産管財人から「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権等に充当し、余剰なし」との説明があった。
なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。
平成21年度延滞利息の納入義務者であるG社は、平成21年8月31日に代表者等役員が行方不明となったが、その後も商業登記簿や代表者の住民票は異動がなく、所在が不明のままの状況である。
今後、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組みの下、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。
- 県営住宅家賃の算定誤りについては、愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル（平成22年6月7日施行）に基づき、収入申告書に係る審査を複数職員によるダブルチェック体制で行うとともに、県営住宅管理システムへの入力についても入力結果の確認を別の職員が行うなど二重のチェック体制で行うことにより再発防止を図っている。
- 今後とも、発注計画、現場等諸条件に配慮し、設計・積算基準に則り、適正な設計積算に努めてまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局総務企画部	平成22年7月30日、 平成22年8月5日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	178,372,357	348,065,526	526,437,883	
20年度	208,719,749	309,045,854	517,765,603	
差引増減	30,347,392	39,019,672	8,672,280	

(措置の内容)

滞納となったものについては、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、夜間・休日の電話催告、差押えの早期着手と換価処分の促進、局独自の文書催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成22年度に繰越した未収入金526,437,883円が平成23年3月31日現在で355,992,290円に減少した。

平成22年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン(啓発活動、コンビニ収納の実施等)や口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたほか、平成22年度から個人県民税の徴収確保対策として「個人県民税徴収確保10,000人プロジェクト」に取り組んだ結果、出納閉鎖時の未収金は142,778,408円となり、前年度に比べて35,593,949円減少した。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局大洲土木事務所	平成22年7月30日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	558,200	558,200	
20年度	0	558,200	558,200	
差引増減	0	0	0	

2 違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	46,725	

3 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	7,377	

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料の滞納については、日頃から督促状の送付、電話、個別訪問等により、収入確保に努めているところである。滞納者は1名で既に法的措置により退去している。県営住宅を退去した者に係る家賃滞納については、平成20年10月から、民間会社に収納事務を委託している。

2 一般債権として請求していたが、一般債権への配当が見込めなくなったことから、担当弁護士から平成22年12月1日に破産手続廃止の申立が行われ、同16日に破産手続廃止が決定、平成23年1月21日に確定した。

今後も債権管理に努めたい。

3 破産申立手続が開始され次第、一般債権として請求手続をとることとしている。

担当弁護士に対し、手続の時期を確認したところ、裁判所に提出する関係書類は受理されたが、少し時間がかかるとのことであり、手続開始時期は未定である。

○公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年9月27日

愛媛県監査委員	和 氣 政 次
同	本 宮 勇
同	赤 松 泰 伸
同	岸 新

監査対象機関	監査年月日
東予児童相談所	平成22年5月12日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	1,163,840	10,099,718	11,263,558	平成21年12月31日現在(対前年同月比)
20年度	1,003,390	10,390,008	11,393,398	
差引増減	160,450	290,290	129,840	

(措置の内容)

収入未済額については、督促状、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。なお、今後発生する負担金については、面接やケース訪問時を利用し、期限内納入の啓発に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	平成21年12月31日現在	平成22年度への繰越額(平成21年度未現在)	平成22年12月31日現在
平成21年度分	1,163,840	1,703,890	1,683,430
滞納繰越分	10,099,718	8,458,398	7,515,698
計 ①	11,263,558	10,162,288	9,199,128
平成22年度分②			958,130
合計(①+②)	11,263,558	10,162,288	10,157,258

○公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年9月27日

愛媛県監査委員	和 氣 政 次
---------	---------

同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成22年 8月25日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	25,851,000	19,668,000	45,519,000	
20年度	18,380,000	13,574,000	31,954,000	
差引増減	7,471,000	6,094,000	13,565,000	

(措置の内容)

奨学資金貸付金の償還については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」(非常勤嘱託2名)と係員が連携し、未納者本人等に対する訪問や電話による返還指導の強化、長期未納者に対する指導方法の検討会開催などにより収入未済額の縮減に努めている。

結果、滞納繰越分は、平成21年度末現在の未収額45,519,000円について、平成22年度に18,067,000円を収納し、平成23年3月末現在では27,451,400円となった。

しかし、平成17年度に旧育英会の高校奨学金事業が県に移管されたことから、この移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、平成22年度新たに401件30,882,000円の未収金が発生したため、平成22年度末現在の収入未済額は58,333,400円となった。

今後は、更にきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成22年 8月23日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	54,784,351	282,697,405	337,481,756	
20年度	49,788,467	235,769,897	285,558,364	
差引増減	4,995,884	46,927,508	51,923,392	

(措置の内容)

平成22年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、126,027,188円の調定額に対し、収納額70,731,697円(収納率56.12%)であり、収納率は前年度比で0.4%の増となった。滞納繰越分は、平成21年度末現在の未収額337,481,756円について、平成22年度に5,681,088円を収納し、平成23年3月末現在では331,228,209円となったが、平成22年度に新たに55,229,226円の未収入金が発生したことから、平成22年度末の収入未済額は386,457,435円となっている。

償還金の未納額に対しては、督促状の発行や通知文に未納額を記載することにより納入を促すとともに、県担当者が直接、奨学生本人や保護者と定期的に面談するなどして返還指導を実施している。

今後は、督促状等の送付に加えて、あらかじめ未納状況を通知することにより返還意識を高めたり、これまで年2回の納入通知書の発行時期に合わせて行っていた長期滞納者との面談を、年間を通してきめ細かく実施するなどの工夫を行い、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

平成22年11月28日執行の愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年 9月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年11月28日執行 愛媛県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 32,597,100円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	小 松 正 幸	所 属 党 派	無 所 属	平成22年 9月28日から	1
出納責任者氏名	泉 英 二			期 間	第 2 回分
					3
				平成23年 1月13日まで	4

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

菊 地 暁 子

(職業)

無 職

(寄附額)

110,000円

支 出

人件費

3,286,500円

家屋費

960,615

選挙事務所費

960,615

周 盈 汝	無 職	20,000	集会会場費	0
秋 本 勇	会 社 員	20,000	通信費	291,818
杉 野 幸 子	無 職	70,000	交通費	244,431
西 原 真 弓	無 職	58,000	印刷費	2,536,194
前 田 淳 子	無 職	60,000	広告費	3,596,185
大 門 和 宏	無 職	120,000	文具費	59,529
白 石 由 香 里	無 職	20,000	食糧費	162,696
福 島 忠 雄	無 職	100,000	休泊費	0
福 島 律 子	無 職	100,000	雑 費	506,462
穂 積 多 恵 子	無 職	100,000		
林 静 韻	無 職	20,000		
青 野 陽 子	無 職	15,000		
藤 本 富 子	無 職	64,000		
佐 田 千 尋	無 職	11,000		
大 橋 恵 子	無 職	31,000		
土 居 園 江	無 職	12,000		
奥 定 瑞 恵	無 職	40,000		
入 舩 洋 子	無 職	21,000		
大 森 恵 子	無 職	13,000		
泉 京 子	無 職	38,000		
白 川 百 合 子	無 職	12,000		
川 淵 美 香	無 職	14,000		
渡 邊 牧 子	無 職	12,000		
建 川 愛 子	無 職	30,000		
陳 佳 慧	無 職	20,000		
遠 山 礼 子	無 職	18,000		
豊 田 由 紀 子	無 職	22,000		
こまつ正幸後援会		1,000,000		
泉 英 二	無 職	1,500,000		
その他の寄附	28件	154,320		
その他の収入		7,819,110		
今 回 計		1,644,430	今 回 計	11,644,430
総 計		1,644,430	総 計	11,644,430

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	829,400円
	ポスターの作成	1,306,934円
	計	2,136,334円

報告書受理年月日	22 12 13	1
	平成 22 年 12 月 20 日	第 2 回 報 告 分
	23 1 7	3
	23 1 19	4

候補者氏名	田中克彦	所属党派	日本共産党	期 間 平成22年11月1日から 平成22年11月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	中尾 暁 子				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	150,000円	
日本共産党東予地区委員会		90,000円	家屋費	240,000	
日本共産党愛媛県委員会		2,500,450	選挙事務所費	240,000	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	2,170	
			印刷費	617,600	
			広告費	82,850	
			文具費	0	
			食糧費	0	
その他の寄附	0件	0	休泊費	100,400	
その他の収入		0	雑 費	0	
今 回 計		2,590,450	今 回 計	1,193,020	
総 計		2,590,450	総 計	1,193,020	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成22年12月10日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	中村時広	所属党派	無 所 属	期 間 平成22年11月1日から 平成23年3月29日まで	1 第 回分 2
出納責任者氏名	仙波 静 子				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,173,000円	
ドラフト・ポリシー-21		1,000,000円	家屋費	525,330	
笑顔えひめの会		1,900,000	選挙事務所費	410,900	
			集会会場費	114,430	
			通信費	0	
寺尾 義 人	学 生	68,000	交通費	130,810	
仙波 重 樹	会社役員	68,000	印刷費	2,093,900	
大塚 武 志	会社役員	68,000	広告費	1,183,562	
竹村 宗 範	会社役員	68,000	文具費	0	
竹村 良 香	学 生	68,000	食糧費	146,941	
中野 景 二	自 営 業	68,000	休泊費	139,721	
その他の寄附	0件	0	雑 費	43,289	
その他の収入		5,000,000	今 回 計	5,436,553	
今 回 計		8,308,000			

総 計

8,308,000

総 計

5,436,553

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ピラの作成	829,400円
	ポスターの作成	1,059,500円
	計	1,888,900円

報告書受理年月日	22 12 13	1
	平成 年 月 日	第 回 報 告 分
	23 9 13	2